

宮城県ものづくり産業振興起業家等育成支援事業費補助金（ベンチャー企業支援型）

Q & A

1. 補助対象者について

Q 1-1：「自社において研究開発・技術開発・商品開発等を行う者」の定義は？

A 1-1：次の要件を満たす方です。

定款の事業目的に「研究開発，技術開発，商品開発」などの記載があること。

（研究開発，技術開発，商品開発等を事業目的としていることを定款で確認します。）

Q 1-2：創業・第二創業後，10年以内の基準日の考え方は？

A 1-2：個人事業主の場合は「税務署へ提出する開業届に記載している開業日」，法人の場合は「商業登記簿に記載している法人設立日」を基準として，事業計画（様式第1号）提出時点で

10年以内であるかを判断します。

第二創業の場合は，商業登記簿に記載している目的変更の日を基準として判断します。

Q 1-3：現在，個人事業主ですが応募できますか？

A 1-3：応募可能です。創業が確認できる書類として，税務署受付印のある開業届写し（電子申請の場合「メール詳細（受信通知）」を受付印の代用として提出可）の提出が必要です。

Q 1-4：第二創業の定義は？

A 1-4：第二創業とは，客観的に自ら営む事業を見直して，経営の多角化や事業転換などを図ることをいい，具体的には，次の事業展開によるものをいいます。

①従来の顧客に対する新たな製品の開発やサービスの提供

②従来とは異なる取引先に対する新たな製品の開発やサービスの提供

これまで行っていた事業の属する事業とは異なる事業（業種は日本標準産業分類の細分類による。）を行うことになるため，商業登記簿の目的変更を必要とします。

Q 1-5：業種に制限はありますか？

A 1-5：本補助金では，主として日本標準産業分類の「製造業」（日本標準産業 分類（令和5年総務省告示第405号）に規定する「食料品製造業」及び「飲料・たばこ・飼料製造業」に係る事業者を除く。）に分類される業務を行っており，その分野で研究開発等を行う企業を対象とします。

自ら製造した製品を店舗によりその場で個人又は家庭用消費者へ販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず小売業に分類されます。

Q 1-6：次の場合は，対象となりますか？

①A社の代表者や社員が新たにB社を設立する場合

②A社とB社が連携して新たにC社を設立する場合

③大企業A社の社員等がその籍を置いたまま新しくB社を設立する場合

A 1-6：いずれも新しい会社が設立されるので対象となります。ただし，みなし大企業は対象とな

りませんのでご注意ください。みなし大企業については、手引きをご覧ください。

Q 1-7：個人事業として創業した場合、創業を証明する書類は何が必要でしょうか。

A 1-7：創業が確認できる書類として、税務署受付印のある開業届写し（電子申請の場合「メール詳細（受信通知）」を受付印の代用として提出可）の提出が必要です。

Q 1-8：中小企業者の定義は？

A 1-8：「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

Q 1-9：第二創業について、M&Aによる新事業・新分野進出は対象となりますか。

A 1-9：M&Aであっても第二創業の定義や他の条件に該当すれば対象となります。

Q 1-10：例えば、大学発ベンチャーの起業を目指す教員や、教員が設立したベンチャー企業が大学の施設を賃貸により使用する場合は、補助の対象となりますか？

A 1-10：対象となります。ただし、個人の場合は、3年以内に法人化する必要があります。

2. 補助対象経費について

Q 2-1：オフィス内に物置として使用する部屋がある場合は、物置部分も補助対象となりますか？

A 2-1：オフィスでの事務作業に必要な備品等を保管するための倉庫部分など、通常のオフィス利用の一環として一体利用する場合は対象となります。

また、ラボとして利用するに当たり、機器や材料等を保管するための部屋も対象となります。ただし、製造した製品を保管するために倉庫利用のみを目的として賃貸する場合は対象となりません。

なお、補助事業の履行調査のため、使用実態について県において現地確認する場合があります。

3. 申請手続きについて

Q 3-1：県税の納税証明書はどこで入手できますか？

A 3-1：各県税事務所で「納税証明書交付申請書（一般用）」にて交付を受けられます。

なお、項目欄は「未納がないこと」、税目欄は「全ての県税」を選択して下さい。

Q 3-2：オフィス等の移転に当たり補助金を申請する場合、申請書の住所は、現在の住所と移転先のどちらを記載するのでしょうか？

A 3-2：交付申請書に添付する登記事項証明書の住所を記載して下さい。

Q 3-3：2年分をまとめて申請することはできますか？

A 3-3：県の会計年度（4月～3月）毎に申請して下さい。例えば、令和4年6月から入居される場合は、以下のようになります。

初 回：令和4年6月～令和5年3月の10ヶ月分の申請（令和4年度分）

2回目：令和5年4月～令和6年3月の12ヶ月分の申請（令和5年度分）

3回目：令和6年4月～令和7年3月の12ヶ月分の申請（令和6年度分）

4回目：令和7年4月～令和7年5月の2ヶ月分の申請（令和7年度分）

Q 3-4：共益費や水道光熱費等の諸経費込みの賃料で契約した場合、別紙様式1-1の「補助対象経費」はどのように記載するのでしょうか？

A 3-4：原則として、賃料と賃料以外の経費を区分した形の契約をお願いします。これにより難しい場合は、共益費5%，水道光熱費等10%を経費として一律に計上して下さい。

例) 税抜の賃料月額100,000円（共益費，水道光熱費含む）の場合

共益費 = 100,000円 × 5% = 5,000円・・・①

水道光熱費等 = 100,000円 × 10% = 10,000円・・・②

補助対象経費 = 100,000円 - (①+②) = 85,000円（百円未満の端数があれば切捨て）

4. その他

Q 4-1：補助金を先に受け取ることはできますか？

A 4-1：補助金は、支払いが済んでいる経費が対象となります。詳細は、補助金の手引き3ページ「1-6 補助金の交付方法」をご覧ください。